

助成金の支払いを取り消す、又は、返還を求める場合

弊財団の助成金に関し、助成対象者の皆さま（助成金の支払先の皆さまを含みます）が下記に該当する場合、弊財団は、当該助成金の支払いを取り消し、又は、既に支払った助成金の返還を求めることができるものとします。ご承知置きくださいますようお願いいたします。

記

1. 助成金の支払いを取り消す場合

- (1) 助成対象者の所属が、大学院、大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附属研究所、大学共同利用機関以外の組織、機関に変わった場合。
- (2) 国際交流活動助成（渡航）、国際交流活動助成（招聘）、研究発表会等の開催助成及び研究成果の出版助成において、助成対象者の発表論文等が不受理となった場合、その他助成対象者に帰すべき事由により当該活動が実施できなくなった場合。
- (3) 国際交流活動助成（渡航）、国際交流活動助成（招聘）、研究発表会等の開催助成及び研究成果の出版助成において、実施期日が応募要領に記載する時期以降に延期となった場合。
- (4) その他、当財団が、社会通念上相当な期限を設けて行った当財団が助成事業を実施する上で必要と判断する依頼事項や質問に対し、誠意ある対応や回答等を行わない場合。

2. 既に支払った助成金を返還いただく場合

- (1) 助成金の支出先又は内容等が適切でなかった場合
- (2) 助成対象である試験研究活動等の内容を、申込み内容（申込み後変更した場合は変更後の内容）から、当財団事務局に相談又は承認を得ることなく、大きく変更した場合。
- (3) 助成対象である試験研究活動等を、当財団事務局に相談又は承認を得ることなく、途中で中止又は未完了のまま放置した場合。
- (4) 助成対象である試験研究活動等の結果報告を、当財団事務局に相談又は承認を得ることなく、予め当財団が助成対象者に期限を連絡する場合はその期限までに、又は当財団が期限を連絡していない場合は当該活動の終了後3ヶ月以内に、提出しない場合。
- (5) 実施後の会計報告において、助成金額以上の支出証票（写しを含む）を提出しない場合。
- (6) 「1. 助成金の支払いを取り消す場合」の（1）乃至（4）の場合

以上